

(2) 役員変更等の届出

NP0 法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合には、所轄庁に変更後の役員名簿を添えて、役員の変更等届出書を届け出なければなりません（法 23①）。

さらに、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除きます。）には、新たに就任した役員についての就任承諾書の謄本及び役員の住所又は居所を証する書面を所轄庁に提出する必要があります（法 23②）。

なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2 週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3 ①）。

（注）「役員の氏名又は住所若しくは居所の変更」には、以下の①～⑧が該当します。

- ① 新任
- ② 再任
- ③ 任期満了
- ④ 死亡
- ⑤ 辞任
- ⑥ 解任
- ⑦ 住所又は居所の異動
- ⑧ 改姓又は改名

《参考》 定款による代表権の定めについて

定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その旨を登記しなければなりません（組登令 2、別表）。また、特定の理事（理事長等）のみが、法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を、登記する必要はありません。

（注） 定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

○ 役員変更等の届出書類

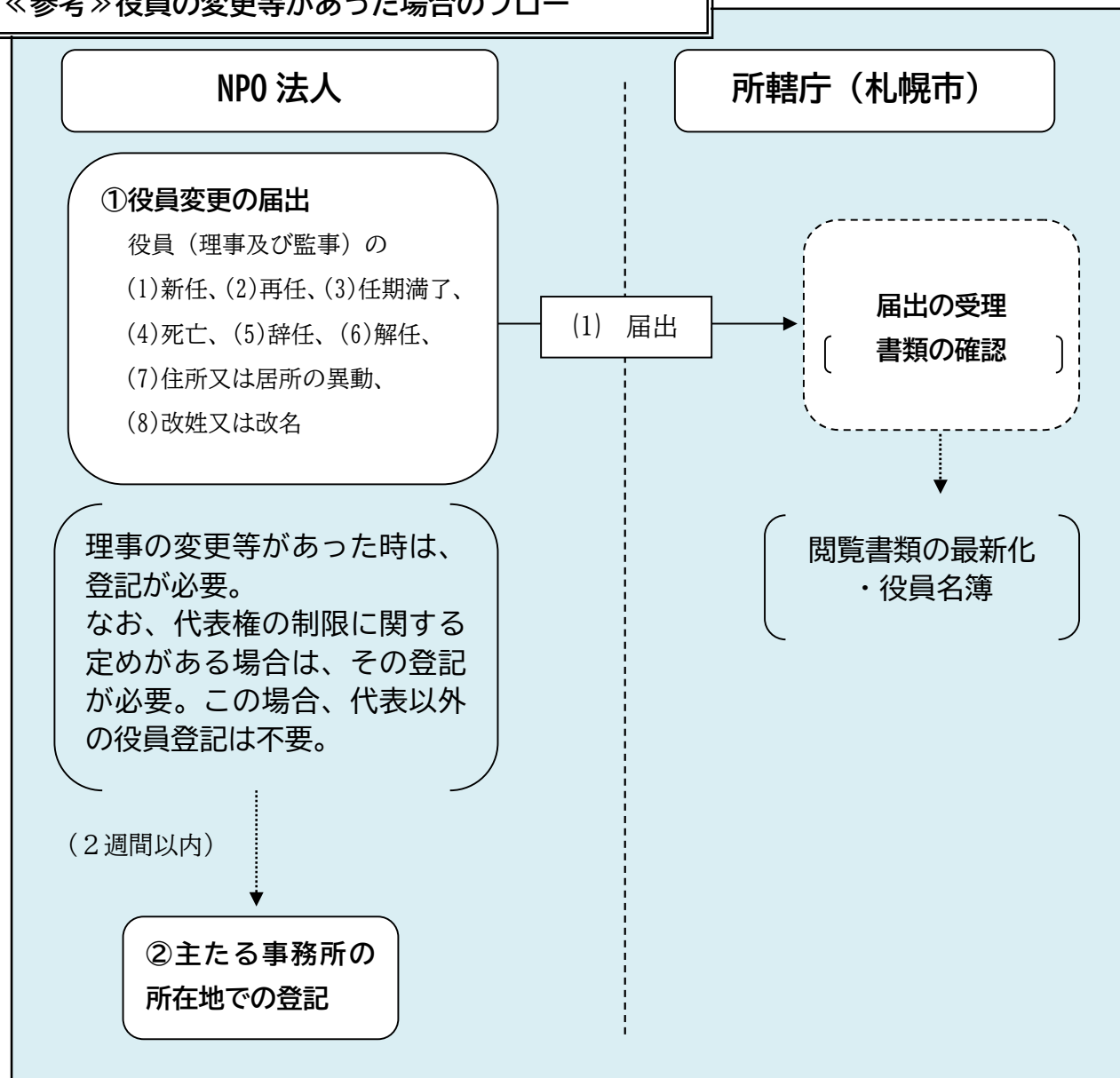
(1)役員変更があった場合に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
役員の変更等届出書	39
変更後の役員名簿	40

(2)上記のほか、役員が新たに就任した場合に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
就任承諾及び誓約書の謄本	41
役員の住所又は居所を証する書面（マイナンバーの記載が無いもの）	—

《参考》役員の変更等があった場合のフロー



規則様式6（法第23条第1項関係）

届出書の提出年月日を記載する

年 月 日

（宛先）札幌市長

特定非営利活動法人〇〇〇と記載する

名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変更年月日	変更事由	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所
任期満了に伴い退任した場合		理事	住所又は居所は、住民票等の住所を記載する	
令和6年3月31日	任期満了		中央 太郎	
任期満了後に再任した場合		理事	北 春子	
令和6年4月1日	再任			
新任の場合		理事	東 次郎	
令和6年4月1日	新任			
任期満了後に役名を変更した場合		理事 監事	白石 夏子 白石 夏子	 同上
令和6年3月31日	任期満了			
令和6年4月1日	新任			
厚別三郎が任期途中で辞任し、豊平四郎が補欠として選任された場合				
令和6年2月1日	辞任	理事	厚別 三郎	
令和6年2月1日	新任(補欠)	理事	豊平 四郎	
住所変更の場合		理事	清田 秋子	
令和6年3月1日	住所の異動			

変更事項が「新任」の場合、以下の書類を併せて提出する
・就任承諾及び誓約書の謄本（原本は法人保管） ・住民票の写し等〔コピー不可〕

- 注1 「変更事由」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動又は改姓若しくは改名の別を記載してください。また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記し、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載してください。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載してください。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

要綱様式 1 (法第 23 条第 1 項関係)

役員名簿

法人名			
理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する		役員の住所又は居所を証する書面と一致させる。	
役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	○○○○	・ ・ ・ ・ ・	無
副理事長	□□□□	・ ・ ・ ・ ・	無
理事	△△△△	・ ・ ・ ・ ・	有
	⋮	⋮	⋮
監事	▽▽▽▽	・ ・ ・ ・ ・	無
	⋮	⋮	⋮

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3 分の 1 以下でなければなりません。
- 5 特定非営利活動促進法第 15 条の規定により、役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。
- 6 役員について、特定非営利活動促進法第 20 条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第 21 条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。
- 7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

記載例（法第 23 条第 2 項関係）

役員ごとの謄本を提出する
原本は法人が保管する

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

監事の場合は
監事と記載す
る

役員の住所又は居所を証する
書面（住民票等）と一致させ
る

住所又は居所 . . .
氏名 〇〇〇〇

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約します。

（備考）

「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。

特定非営利活動促進法第 20 条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第 204 条〔傷害〕、第 206 条〔現場助勢〕、第 208 条〔暴行〕、第 208 条の 2〔凶器準備集合及び結集〕、第 222 条〔脅迫〕、第 247 条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第 21 条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（役員総数 5 人以下の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない

（役員総数 6 人以上の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について 1 人まで含まれてよい